

新型インフルエンザ発生後の対応(政府の行動計画及び専門家によるガイドラインより)

経過	検疫対応	国内対応	その他
	<p>新型インフルエンザ発生(疑いも含む)の確認</p> <p>新型インフルエンザ対策本部の設置(本部長:総理/副本部長:内閣官房長官・厚生労働大臣)/ 新型インフルエンザ専門家諮問委員会の設置</p> <p>症例定義・濃厚接触者の定義 通知発出等</p>		
ヒト-ヒト感染発生			
海外発生	<p>○検疫実施港・空港の集約化</p> <p>【感染国からの入国者】 スクリーニング(質問、サーモグラフィー等)、医師の診察</p> <p>①有症者</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査(PCR検査、国立感染研究所での詳細検査) 検査結果が出るまでの間、感染症指定医療機関へ停留 →[PCR検査結果判明] 患者と確定した場合 → 感染症指定医療機関へ隔離 陰性と判明した場合 → 入国、ただし健康状態報告の義務付け(※) <p>②濃厚接触者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①のPCR検査の結果判明まで、待機 → [①のPCR検査結果判明] 陽性の場合 → 医療機関(満床の場合は入院代替施設等)へ潜伏期間の間、停留 陰性の場合 → 入国、ただし健康状態報告の義務付け(※) <p>③同乗者(濃厚接触者を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入国、ただし健康状態報告の義務付け(※) <p>④有症者の発生がない場合の乗客</p> <ul style="list-style-type: none"> 入国、ただし健康状態報告の義務付け(※) <p>※健康状態報告の義務付け(いわゆる「健康監視」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①の有症者のPCR検査が陽性だった場合には、朝夕の体温報告を義務付ける。 ①の有症者が新型インフルエンザの患者ではないと判明した場合や有症者の発生がない場合、体調異常時の報告のみを義務付ける。 都道府県には健康状態報告を義務つけた時点で通知し、健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得る(有症者の発生がない場合の乗客については体調に変化が生じた時点で通知) マスクを配布し帰宅するまでの着用を指示。 <p>そのほか、航空会社、船舶事業者等を通じた情報提供、警察への協力要請(乗客からの暴行等への対応)、海上保安庁への協力要請(巡視船等による搬送)等</p> <p>国内の流行状況に応じて検疫対応の縮小を検討</p>	<p>○都道府県、保健所設置市・特別区ごとに発熱相談センターの設置</p> <p>○コールセンター立ち上げ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際航空機・旅客船の運行自粛要請 査証による入国制限 感染症危険情報の発出 <p>プレパンデミックワクチン</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療従事者、社会機能維持者へ接種開始 同時に、予防接種副反応迅速把握システム開始 <p>パンデミックワクチン</p> <ul style="list-style-type: none"> ウイルス株を入手次第、開発・製造開始 ワクチン製造後、順次、国民へ接種開始 事前のリスクコミュニケーションの実施 人材育成と人材確保
国内発生		<p>○患者が発生した地域において、都道府県、保健所設置市・特別区ごとに発熱外来の設置</p> <p>有症者</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査(PCR検査、国立感染研究所での詳細検査) 感染症指定医療機関等へ入院勧告 症候群サーベイランスへの登録 <p>↓</p> <p>患者と確定した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出 感染症指定医療機関等へ入院勧告 疑い症例調査システム等への登録、情報共有 <p>↓</p> <p>積極的疫学調査を実施し、感染のおそれのある者を把握。</p> <p>↓</p> <p>おそれの強い者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬を行う(10日間)とともに、外出の自粛を要請する。併せて、健康状況の追跡調査等を実施。</p> <p>極めて初期の段階で、地理的社会的条件が整った場合には地域封じ込めを検討。対象地域を隔離して移動制限を行った上で地域内住民すべてに予防投薬を実施</p> <p>患者数に応じて、感染症病床以外の一般病床へ入院措置</p> <p>軽症患者は自宅療養、重症患者は入院(入院勧告の中止)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全医療機関、一般病床への入院 公共施設等での医療提供 	<ul style="list-style-type: none"> 臨時休校 感染のおそれの有無に関係なく、広く国民に対し、外出の自粛、休業、集会等の自粛の必要性を周知 抗インフルエンザウイルス薬の流通量の把握(卸、製薬会社と連携) →流通量が不足してきたら、都道府県、国の備蓄薬放出、指定卸による流通管理
パンデミック期			<ul style="list-style-type: none"> 多数者の埋火葬対応 食料配達、独居見回りなど生活支援

※「今後の新型インフルエンザ対策について」で御議論いただくのは、大線枠内の部分